

# 道路占用料の徴収に係る事務処理誤りについて

## 事務処理誤りの概要

### 令和6年度定期監査における指摘事項

令和6年度後期定期監査において、道路占用使用料について、旭川市道路占用料条例に定める係数を乗じていなかったことにより、本来徴収すべき道路占用料よりも過少に徴収しているものが、2件320円あると指摘があった。

#### 《 指摘があった2件のうち1件の誤り内容 》

- ① 12m<sup>2</sup>の足場を21日間占用する道路占用料の算定に当たって、占用期間が16日以上1か月未満であるため旭川市道路占用料条例第3条別表備考の7の規定に基づき、占用期間を1か月としている。
- ② その上で、同条例第3条第1号の規定により占用料を算出している。
- ③ **占用期間とは、計算上の期間ではなく実際の占用期間である。**  
※同条例第3条第2号が適用される。

誤) @180円×12m<sup>2</sup>×1か月 = 2,160円



正) @180円×12m<sup>2</sup>×1か月×1.08 = 2,332.8円 → 2,330円 (10円未満切り捨て)

※実際の占用期間が1か月未満であり、同条例第3条第2号が適用されるため、1.08を乗じなければならない。

**170円少なく徴収**

### 旭川市道路占用料条例

#### (占用料)

第3条 市が法第39条第1項の規定に基づき徴収する道路の占用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 占用期間が1月以上の場合 別表に定めるところにより算出した額
- (2) 占用期間が1月未満の場合 別表に定めるところにより算出した額に1.08を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

#### 別表の備考

7 占用料の額が月額をもつて定められているものの占用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときの当該期間又は端数に係る占用料の額は、当該期間又は端数が16日以上1月未満のときは1月分の額、15日以内であるときは1月分の半額とする。

## 事務処理誤りの件数と不足額

### ◆ 追加徴収対象 @ 過去5年分

許可年度	該当件数	不足額
R2	8	1,530
R3	9	1,980
R4	7	1,790
R5	9	1,520
R6	15	1,920
<b>計</b>	<b>48</b>	<b>8,740</b>

### ◆ 確認できる全て(文書保存期間10年)

許可年度	該当件数	不足額
H26	11	2,330
H27	12	1,350
H28	23	4,461
H29	15	2,123
H30	12	4,170
R1	7	980
<b>計</b>	<b>80</b>	<b>15,414</b>
<b>合計</b>	<b>128</b>	<b>24,154</b>

### 追加徴収の根拠

道路法第73条 (負担金等の強制徴収)

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行行使することができる時から5年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

## 事務処理誤りの原因と今後の対応

### 【原因】

関係法令の理解不足による  
担当者が用いるマニュアルの  
作成誤り

### 【今後の対応】

- ◆ マニュアルの改定 (実施済)
- ◆ 職員研修による周知徹底
- ◆ 不足額の追加徴収

